

火災予防啓発用資器材貸出要綱を次のように制定する。

令和2年12月10日

予 防 部 長

## 火災予防啓発用資器材貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、札幌市火災予防規程(平成7年消防長訓令第3号)第2条第1項及び第2条の2第3項に規定する市民の火災予防の啓発に関する訓練用消火器やDVD(以下「資器材」という。)を貸出すことについて必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象者)

第2条 資器材の貸出対象は、火災予防の啓発を目的とする札幌市内の住民、団体、事業所等とする。

(貸出主体)

第3条 資器材の貸出しは、各消防署が行う。

(貸出期間)

第4条 資器材の貸出期間は、原則として1週間以内とする。ただし、特別な理由があると認められる場合は、貸出期間を延長することができる。

(申請)

第5条 資器材の貸出しを受けようとする者(以下「借用者」という。)は、居住地等を管轄する所轄消防署長に借用申請書兼借用書(様式)(以下「借用書」という。)を提出する。

(貸出決定)

第6条 借用書を受理した所轄消防署長は、借用者の目的及び内容を確認し、貸出しの可否を決定する。

2 所轄消防署長は、借用者に資器材借用時の注意事項等を説明する。

(貸出費用)

第7条 資器材の貸出しは、無料とする。

2 貸出期間中における資器材の運搬及び維持管理に要する経費は、借用者の負担とする。

(維持管理)

第8条 借用者は、資器材の借用期間中において、資器材を適正に維持管理し、次に掲げる事項を遵守する。

- (1) 営利目的で使用しないこと。
- (2) 資器材を処分し、又は目的外に使用しないこと。
- (3) 資器材を転貸し、又は譲渡しないこと。

(貸出しの中止)

第9条 所轄消防署長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸出しを中止し、当該資器材を返却させることができる。

- (1) 借用者が、この要綱に違反した場合
- (2) 所轄消防署長が特に必要と認めた場合

(損害の弁償)

第10条 借用者が故意又は過失により資器材を紛失し、又は破損させた場合は、その損害を弁償しなければならない。

(損害賠償責任)

第11条 借用者は、資器材の使用により生じた事故や損害の全ての責任を負うものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は予防部長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年12月10日から施行する。

年 月 日

札幌市 消防署長 あて

団 体・事業所名

申請者名

住 所

連 絡 先

## 借用申請書兼借用書

火災予防啓発用資器材貸出要綱を遵守し、資器材を借用します。

借用目的		
借用期間	年 月 日 ( ) 時 分 から 年 月 日 ( ) 時 分 まで	
借用資器材	名 称	個 数
	訓練用消火器	本
	DVD (タイトル: )	

## 【資器材借用時の注意事項】

- (1) 資器材の引取・返却は、申請者（使用する団体・事業所）が行ってください。
- (2) 返却日を遵守してください。
- (3) DVDは、著作権者の承諾なく複製・転載することは法律で禁止されていますのでご注意ください。